

平成29年度 第1回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成29年4月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成28年度第12回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 26名 定員 29名
欠席 1名 欠員 2名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
○		9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
○		13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
		21		
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
	○	24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
○		27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	
○		高橋智也	

平成29年度 第1回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成29年4月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 27 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>18 番 桑原 正文 委員</u> <u>19 番 小岩 勇 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(2歳未満の転用) について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請の承認について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他
		閉会宣言 15 時 04 分

平成29年度第1回魚沼市農業委員会総会議事録

平成29年度第1回魚沼市農業委員会総会は、平成29年4月25日魚沼市広神庁舎3階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

皆様時間前ですけれども、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。この4月から事務局長を務めさせていただきます米山と申します。よろしく願いいたします。

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数27名のうち、欠席の届け出のあった方は議席番号24番橋精一委員の1名です。出席者26名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成29年度第1回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長からご挨拶をいただきます。お願いします。

（時刻は13時27分）

上村会長

（挨拶）

事務局長からお祝いの封筒を預かっております。これを総会が始まる前にお渡しをしたいと思います。穴沢さん、紹介のほうお願いします。

事務局（穴沢主任）

総会の前にすみませんがお願いいたします。

日頃全国農業新聞の普及拡大、それから農業者年金加入推進活動にご尽力いただきまして、大変ありがとうございます。先日農業会議のほうから平成28年度の農業者年金新規加入者数が確定したという通知がありました。28年度につきましては、新規加入目標2名に対し、2名の加入を達成することができました。つきましては、遅くなりましたが規定に基づき、本日奨励金をお渡しさせていただきたいと思っております。お名前をお呼びいたしますので、前のほうに出ていただき、上村会長からお渡ししていただきたいと思います。関武雄委員、それから馬場公雄委員、お二人とも後継者の方を加入していただきました。ありがとうございました。

上村会長

大変どうもありがとうございました。

事務局（穴沢主任）

なお、全国農業新聞につきましては、購読申し込みよりも中止の部数が多いため、年々部数が減っております。目標部数は230部となっておりますが、3月末現在の購読部数は154部です。今後も引き続き普及拡大、加入推進にご協力いただきたいと思います。

年金につきましては、加入推進記録簿の作成も併せてよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

上村会長

農業新聞もそうですけれども、農業者年金の加入条件ということでひとつまた皆様方情報がありましたら事務局のほうにご連絡をいただきたいと思います。

また、一気にというわけにはなりません、地道な活動になろうかと思いますが、引き続きひとつよろしく願いいたします。

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いします。

農政部会長（田中正雄委員）

今回特段の報告事項はございません。以上です。

農地部会長（森山武郎委員）

農地部会も別段ございません。

広報部会長（菫澤芳子委員）

皆さんからも見ていただいたと思うんですが、4月10日に農業委員会だよりNo.22を全戸配布いたしました。

また、4月22日の全国農業新聞の新潟版に堀之内舟山の武藤久男さんの記事が掲載されました。

また、この総会終了後に全国農業新聞6月16日号になりますが、記事の依頼がありましたので、部会を開く予定です。以上です。

議 長（上村会長）

ただいま会務報告並びに部会報告がありました。それぞれご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号18番桑原正文委員及び議席番号19番小岩勇委員の両名を指名いたします。

農地貸借の合意解約について

議 長（上村会長）

それでは、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書2ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は11件の届出がありました。詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号について、事務局の説明のとおり事前配布ということで、目を通していただいたと思います。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の5ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は15件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、今後も魚沼市にお住まいの方が継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号の説明が終わりました。内容についてご質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第4報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いします。

事務局（高橋主任）

議案書6ページをお願いします。

報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は1件の届出がありました。

整理番号1	申請人	*****
	申請地	*****の一部 田 130㎡
	転用目的	農業用道路および水路付け替え

議長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明がありました。内容についてご質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書7ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転贈与2件、売買4件、賃借権の設定2件、使用貸借権の設定5件、合計13件です。

整理番号1 申請地 **** * 畑 366 m²
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営の効率化を図るためです。譲渡人は相続により取得しましたが、耕作できないため、譲受人との贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を一部所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地 **** * 田 662 m²
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は市外に居住しており、耕作できないため、譲受人との贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、経験年数は十分あるため、作業委託等により今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 **** * 田 988 m²
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
権利種別 所有権移転 売買 全体で**** *円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は、譲受人が使用貸借により耕作していた農地であり、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、経験年数は十分あるため、作業委託等により今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 **** * 田ほか3筆 合計 3,052 m²
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
権利種別 所有権移転 売買 **** *円/10a

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は相続により所有権を取得しましたが、耕作することが困難なため、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械は所有していませんが、譲渡人から借り上げで耕作する予定です。経験年数も十分ありますので、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 ***** 畑ほか1筆 合計 2,178 m²
 譲渡人 *****
 譲受人 *****
 権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢であり、耕作することが困難なため、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有していませんが、経験年数は十分あるため作業委託等により今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号6 申請地 ***** 田ほか2筆 合計 1,836 m²
 譲渡人 *****
 譲受人 *****
 権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が耕作することが困難なため、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有していませんが、作業委託等により今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号7番・8番及び9番は関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号7 申請地 ***** 田 1,715 m²
 譲渡人 *****
 譲受人 *****
 権利種別 賃借権設定 5年間 *****円/10a

整理番号8 申請地 ***** 田ほか2筆 合計 3,264.99 m²
 譲渡人 *****
 譲受人 *****
 権利種別 賃借権設定 5年間 *****円/10a

整理番号9 申請地 ***** 田 100 m²
 譲渡人 *****
 譲受人 *****
 権利種別 使用貸借権設定 5年間

申請の理由は、整理番号7は譲渡人が魚沼市外に居住しているため、整理番号8番・9番は譲渡人が高齢のため、耕作困難により、一般財団法人*****が水稻やソバ等を作付けするため、申請があったものです。なお、一般財団法人*****への貸し付けということで、一般法人への貸

し付けとなりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

整理番号 10 申請地 ***** 田ほか 12 筆 合計 40,480 m²
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 使用貸借権設定 15 年間

子に経営移譲するため、使用貸借権の設定の申請があったものです。

次の整理番号 11 番・12 番及び 13 番は、農業者年金受給に係る経営移譲の再設定のため説明を省略させていただきますが、内容につきましては事前配布のとおりです。

以上、整理番号 1 番から 6 番と整理番号 10 番から 13 番までは、議案書に記載のあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。整理番号 7 番・8 番及び 9 番につきましては、議案書に記載のあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、農地法第 3 条第 3 項各号にある解除条件などが設定されておりますので、こちらも要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第 1 号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明等ありましたら、お願いいたします。

中澤正規委員

整理番号 1 番の譲受人*****さんと話をしたところ、遠いことは遠いですが、耕作をするということを確認いただきましたので、支障ないと思います。

次、整理番号 5 番ですが、*****さんは今までも、もう高齢で耕作してなくて人に頼んでいたんですが、この度*****さんと売買が成立して、*****さんについても事務局の説明のとおり支障ないものと思われま

梅田隆夫委員

整理番号 2 番ですが、電話で確認しました。事務局の説明のとおりで、なおかつ現地も確認しましたし、引き続き耕作されるものと思います。

小西正春委員

整理番号 6 番については、この間電話で現地も確認してきました。*****さんは耕作できないということで、事務局の説明したとおりでございますが、*****さんはこの周りにはかなり田んぼもあるもので、他に迷惑はかからんと思います。

また、整理番号 7 番については、*****さんは親父さんが死んで、本人は佐渡ということで耕作できないということで、*****がまかるとい

目黒隆弥委員

整理番号 8 番の関係につきましては、*****と連絡取り、現地を確認してまいりましたが、*****はこの付近にもうかなりの面積を耕作しておりますので、他に迷惑のかかるようなことはないかと思

大島強喜委員

整理番号9番ですが、21日に*****さんのところにお伺いして、内容をお聞きしてきましたけど、まだ現地は雪があって見れなかったんですが、いかんせん*****さんの体の具合も悪いし、もう高齢でとても駄目なんだから、ひとつ*****のほうへお願いしたところ気持ちよく受けていただいたということで、何ら周りに迷惑かけるようなこともないので、ひとつお願いします。

高橋日出子委員

整理番号10番ですが、21日に*****さんのほうへお電話差し上げ、また現地にその日には行けませんでしたので、今日行ってよく確認し、本人とも一緒に話してきました。親から子への経営移譲でございますので、事務局のとおりでございます。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容についてご質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

阿達 正委員

少し聞きたいんですけど、この経営面積のところの「経」「自」「借」「貸」とかあるんですけど、これ「経」というのはその人の経営面積ですよ。

事務局（穴沢主任）

はい。

阿達 正委員

経営面積と自分の持っている面積が同じで、借りている面積も、もしももう借りていて、これも経営面積に入ると思うから、そういうのを足してもらって。これ下の「貸」ってがんは貸しているんですよ。

事務局（穴沢主任）

そうですね。貸借しているという。

阿達 正委員

貸借してて。あ、貸借ってことですか。で、借りているってことになる。

事務局（穴沢主任）

借りているところはその上の「借」です。

阿達 正委員

上ですよ。で、こっちは貸しているんですよ。

事務局（穴沢主任）

そうですね。

阿達 正委員

例えば整理番号4番の人だったら4.25aの自分の面積が4.25aだから、これはい

いと思うんだけど。整理番号1番の人なんかは経営面積が15.81a、これ自分の面積が15.81aですよ。

事務局（穴沢主任）
そうです。

阿達 正委員

で、借りているのは、15.46aであれば、これ足して経営面積は31. 幾つというふうに書いてもらったほうが、足し算とかそういうのをしなくていい。無くてもいいあんだばいいがんだけど。なんでかという、魚沼市の場合は下限面積が30aですよ。

事務局（穴沢主任）
はい。

阿達 正委員

そういうがんがぱっと見分かるようにして。で、こっち側も土地のほうはaではなくて㎡がんで計算が少し「えー」とか思うときがあるので、できたら分かりやすくしてほしいなというのがあれなんですけど。事務局は計算が大変かもしれませんが。

議 長（上村会長）
いわゆる経営面積というのは、全ての面積。

阿達 正委員
経営面積は全ての面積ですよ。合計。

議 長（上村会長）
自分の自己面積。いわゆる所有面積。それと貸借。

事務局（穴沢主任）
経営面積というのは全部です。

議 長（上村会長）
そこいらを整理してもらって、分かりいいのをひとつ。

阿達 正委員

そうするとだから経営面積が、例えば整理番号3番の人なんか3.98aで借りているのが40.186aもあんだば、それ足して経営面積は40. 幾つになるんじゃないかなというのが普通思うんですが。経営面積がたった3.9、借りているのが41あるからいい言えいいかもしれないんだけど、やはりその人の経営面積というのが30以上というか、そういうのが分かるようにしたほうが見やすいんじゃないかなと思うんですが。

議 長（上村会長）
これは何か決め事がずっと。

阿達 正委員

何か決め事ってがんがあるんですか。

議 長（上村会長）

あったんだがと。そうでない。継続的にこう流れで来てるんだ。

阿達 正委員

前はそうだったってん気がするんだけど、どっかから急にこっけってんなって。

議 長（上村会長）

もし差し支えなかったら、分かりのいいように修正するなり、標準。

事務局（米山事務局長）

様式が決められていない、決められていないのであれば検討の余地もあるのかもしれないけれども。

阿達 正委員

例えば、一般財団法人*****なんかは経営面積ゼロなんですよね、ゼロ。そんなことないでしょ。だって借りているがんが 9,896a もあるんだから、普通これが経営面積になっていいと思うんだけど。

事務局（穴沢主任）

すみません。システムの変更がありまして、27年7月末にシステムが変わっております、そこからこの書式が変わったんだと思うんですけど、私そのときこいなかったので分からないんです。システムの作り方といいますかね。では、そこをよく確認をします。

議 長（上村会長）

それでは、事務的な中での修正が直るんであれば再度確認して、今意見があるように分かりやすい説明ができる方法で、ひとつ改良をお願いしたいと思います。そのほかどうでしょうか。

桑原正文委員

再確認したいがんですけれども、整理番号6番の方のさっき大型機械を所有していないとお聞きした気がしたんですけれども。経営面積が 11.22ha もあるのに大型機械がないってことはちょっと私腑に落ちないがんですけれど、それはどのようなものでしょうか。

事務局（穴沢主任）

諸長さんなんですけれども、全て人にお任せして作業委託という形で経営をされております。この整理番号6番の件も確認しましたら耕作する、お任せする方が決まってらっしゃって、誰々さんだっというお話でした。今までも何件もこういう売買の申請があったと思うんですけど、実際のところご自分で耕作はされておられません。全てお任せして委託されております。

議 長（上村会長）

いわゆる企業ですけど。従業員じゃない。

事務局（穴沢主任）

従業員の方もありますし、地元の周りを耕作している方とか、そういった方をお願いしてあるっていうふうに言われています。

議 長（上村会長）

作業委託をやっているというようなことだということでございます。
ほかにどうでしょうか。

桑原正文委員

法的に問題なければ別にいいんですが、ちょっと何か違和感を感じます。

議 長（上村会長）

また貸しということではないですので、問題はないと思います。
そのほかどうでしょうか。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転贈与に関する整理番号1番から2番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転売買に関する整理番号3番・4番・5番・6番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、貸借権設定貸借権に関する整理番号7番・8番・9番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、貸借権設定使用貸借に関する整理番号10番から13番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から13番まで申請どおり許可することといたします。

事業計画変更承認申請の承認について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の 12 ページをお願いします。

議案第 2 号「事業計画変更承認申請の承認」について、今月は 1 件となっております。

整理番号 1	当初計画者	*****

	承継者	*****

	申請地	***** 田ほか 1 筆 合計 264 m ²
	当初転用目的	住宅建築のため
	変更申請概要	一般住宅建築用敷地
	変更理由	転居の取りやめ

申請地は*****地内です。平成 20 年 1 月 18 日付魚振農第 5001 号にて一般住宅の建築を目的に第 5 条許可を得て、宅地造成は済ませましたが、その後当初計画者が転居を取りやめ、計画が未完了のままでした。この度は承継者が一般住宅を建築する旨、事業計画変更の承認申請があったものです。

議長（上村会長）

事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたら、お願いいたします。

阿達 正委員

整理番号 1 番ですが、事務局の説明どおりです。20 年のときに決定、その後転居が取りやめてそのままになった土地をまた継承者が住宅を建てたいということで、そこに今度住宅が建つという予定ですので、特に問題ないと思います。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第 2 号「事業計画変更承認申請の承認」については、申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の 13 ページをお願いします。

議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は 1 件です。

整理番号 1	申請地	*****	田	568 m ²
	農地区分	農用地		
	申請人	*****		
	申請概要	農作業所 2 棟		
	転用目的	農作業所設置		
	判断理由	農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において、指定された用途に供するために行われるものであること。		

申請地は、申請者の父が農地転用許可を得ずに昭和 58 年に建築し、その後平成 13 年頃の県営圃場整備事業実施時、申請主体の広神村が農地転用許可を経ていない建物でありながら敷地を事業地区内に取り込んだまま事業を進め、最終的に平成 28 年 3 月に換地処分がされました。追認の案件となり、この度申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第 3 号について、事務局の説明に続いて地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

小幡悦男委員

整理番号 1 番ですが、今事務局の説明のとおりです。ここは圃場整備地域内にあったんですが、当初はこの地域、この建物がある関係で圃場整備をしないというようなことだったんですが、いろいろこの地域の皆さんのお願いにより仕方なく圃場整備をしたというような形で、この申請者の父親がしたものでということで、いろいろ協議した結果、当時は広神村だったんですが、広神村・県と協議した結果、県の責任の中でこれをしましようというような話がなされたそうです。それで今、県のほうからこの案件が出たということで聞いております。

議 長（上村会長）

ただいま事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」については、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

まず初めに、取り下げの報告をさせていただきます。整理番号5の*****の転用申請ですが、先回の委員会時に取り下げの報告をしましたが、再度計画の見直しを行うとのことから取り下げを行うと連絡がありました。二度目の取り下げとなりますので、今後は許可の基準である一般基準、事業者の信用はあるかどうかという項目に影響する場合もあると申請書作成者へ注意をさせてもらっております。

それでは、議案書の14ページをお願いします。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は4件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計 11.09 m ²
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	通路敷地（4m 通路）		
	転用目的	住宅乗入れに伴う通路敷地の拡張		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域の第一種住居地域が定められているため。		

申請地は*****地内の農地です。自宅は高床式の3階建ての住宅ですが、建築基準法に照らすと4m以上の道路に接続することが必要となるため、申請地を取得し、違法状態を解消したく、この度申請があったものです。

整理番号2	申請地	*****の一部	田	181.07 m ²
	農地区分	第二種農地		
	権利種別	使用貸借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	工事ヤード、資材置場 H29.12.31までの一時転用		
	転用目的	携帯基地局新設工事に伴う工事ヤード、資材置場		
	判断理由	申請地は仮設工作物等設置のための一時的な利用に供するためのものであり、当該利用の目的達成をする上で当該農地を供することが必要であるため。		

申請地は*****地内の農地です。携帯基地局建設のための工事ヤ-

ド用敷地として利用したいため、申請があったものです。なお、工事ヤードのため一時転用申請となっており、工事完了後は農地に復元することとなっております。

また、携帯電話基地局については、認定電気通信事業者による中継施設の設置は転用許可除外となっておりますので、この度申請はありません。

整理番号3 申請地 ****の一部分 田 126.13 m²
農地区分 第二種農地
権利種別 使用貸借権設定
貸付人 ****
借受人 ****
申請概要 工事ヤード、資材置場 H29.12.31 までの一時転用
転用目的 携帯基地局新設工事に伴う工事ヤード、資材置場
判断理由 申請地は仮設工作物等設置のための一時的な利用に供するためのものであり、当該利用の目的達成をする上で当該農地を供することが必要であるため。

こちらも携帯電話基地局建設のための工事ヤード用敷地として利用したいため、申請があったものです。説明のほうは先ほどと同様です。

整理番号4 申請地 **** 田ほか1筆 合計 264 m²
農地区分 第二種農地
権利種別 所有権移転 売買 ****円
譲渡人 ****

譲受人 ****
申請概要 一般住宅1棟2階建て
転用目的 一般住宅建築用敷地
判断理由 申請地は、中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

先ほどの事業計画変更承認整理番号1の圃場申請になりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

議長（上村会長）

ただいま議案第4号について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

阿達 正委員

整理番号1番の案件ですが、****君の家の前の道路と****さんのところ、言われたとおり今雑種地になっていまして、****さん家の入り口が手前のほうからだけで、そこも道なのかどうなのか分からないような、この地図だとあれなんですけど、****さんの横から入って車を止めているような感じでして、ここが自分の土地で、あと****さんの土地を申請どおするとそこが道路になって、4m幅の道路ができるということですので、****さんも別にいいと言っています。

中澤正規委員

整理番号2番・3番ともにKDDIの携帯基地局の建設工事であります。先ほどの事務局の説明のとおりで補足事項はありません。

阿達 正委員

整理番号4番ですが、先ほどの12ページ、事業計画変更承認申請のところで説明したとおりです。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

阿達 正委員

すみません。自分でやっておきながらあれなんです、整理番号4番の売買価格について、すみませんをお願いします。

事務局（高橋主任）

先ほども説明させてもらいましたが、売買価格は*****円です。

阿達 正委員

すみません。

議 長（上村会長）

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。まず、整理番号1番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、整理番号1番から4番まで許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議 長（上村会長）

日程第4議案第5号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」について議題といたします。この案件につきましては、事務局の説明の前にこれが再度提案され

たということの中での説明を担当農政室のほうからさせていただきたいということでございますので、前段農林課農政室の大桃室長からお願いいたします。

農林課農政室（大桃室長）

皆さんごめんください。私のほうで経緯といいましょうか、説明のほう少しさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。座って説明のほうをさせていただきます。

*****の増設にかかる農振除外手続きについてでございます。*****におきましては、障害通所施設支援事業所の増設のほうを計画しておりまして、農地法第4条の許可申請につきましては、去る3月24日の農業委員会総会で審議を経まして県へ進達をされたところでございます。この申請の前段といたしまして、農業施設地域、農用地域内、いわゆる青字であるか否かを農政室におきまして管理する地図情報システム、通称GISと呼びますが、こちらで確認し、除外地であるという旨を申請者*****に回答しまして、転用手続きを進めてもらった経緯がございます。

しかしながら、転用申請を進達した後に、県振興局より「県所有の台帳では当該地番が青字である」との指摘を受けまして、県ともども平成5年当時の転用書類等により協議確認を行いましたら、20年前の詳細な書類がないこと、また現在、当該地が施設利用者の農作業実習地として農地利用されておりまして、農振除外は農地転用が前提であることなどから、除外手続きはされていないとの見解を受けまして、この度、当該地の除外手続きについてご審議をいただくこととなりました。事の顛末につきましては、*****にも説明をさせていただきますし、ご理解をいただいているところでもございます。通常、農振除外後に転用の可否を審議する流れでございますけれども、今回の案件にかかる3月の転用の審議結果につきましては、無効ではなく保留とさせていただきます。再度総会で審議しないことにつきましては、県振興局と協議済みでございます。農業委員の皆様からご理解をいただき、農振除外について審議をお願いいたします。

なお、事業実施への影響でございますけれども、当該案件についての農振除外完了が6月末、転用許可が7月上旬となる見込みでございます。国の補助金を活用して実施するものでございますので、国からの内示が昨年は8月、その前年が6月のことでございまして、内示後の着工となることから、入札期間を考慮すると影響は最小限に留まるものと考えております。

いずれにしましても、事業計画者及び農業委員会への不足の時間を費やせることになりまして、お詫びを申し上げますとともに、今後の事務執行にあたりましては留意してまいりますので、審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（上村会長）

この議案書が届いたときに違和感を感じた方もおられようかと思えます。私も実は「あれ」と思いまして、確認したところでございますが、ただいま農政室長が丁寧に説明をしていただいたとおりでございます。これを受けまして、この第5号の議案の中身について、再度事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

それでは、議案書15ページをお願いします。

議案第5号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」について、今月は除外1件となっております。

整理番号1 申請人 ****
変更申請土地 **** 畑 1,729 m²
変更理由 社会福祉事業施設建築のための除外

申請地は、既存****施設の建物内で、通所事業所****を併設運営しているが、利用定員の増加及び農福連携事業等の作業種目の増加や新規事業を開始する環境整備として、隣接する申請地に社会福祉事業施設を建築する計画となっております。現地の状況及び事業計画内容等から変更同意できるものと考えます。以上です。

議長（上村会長）

ただいま農政室長並びに事務局の説明が終わりました。内容についてご質問・ご意見等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

中澤正規委員

農地と関係ないんですが、許可の保留というのは何カ月か先に延ばしても差し支えないのでしょうか。

事務局（高橋主任）

許可の標準処理期間というのは40日と定められているんですけども、それは農業委員会及び県に瑕疵（かし）があり、その標準期間を過ぎることは認められないのが標準期間でして、今回は農政室の瑕疵（かし）ということで、その期間を過ぎてしまいますが、県としては7月に除外が行われて、その後私どもの意見書を受け、許可できるようであれば許可を出しますという回答をいただいております。

中澤正規委員

そうすると、県は黙認という形でこれは進めていくということですか。

事務局（高橋主任）

黙認という言い方がいいのかどうかわかりませんが、今は私どもから県に意見書が提出されないという状態ということです。

中澤正規委員

例えば、これ今半公的機関やっている事業ですし、これが逆転して今度は個人がやっていた場合も県は認めてくれますか。

事務局（高橋主任）

申請書の不備等で必要なものが足りなかったり、不備の訂正が行われない状態で私どもから意見書がまだ出せないということであれば、個人の方でも同じ形になると思います。

中澤正規委員

今回のその原因というのはGISの資料が色のところで全く違っていたという事態であれば、一旦取下げして申請したほうがいいんじゃないかっていう気はしますが、さっき7月ってそんなあれが確約できているのかできていないのか、ちょっとまた農業委員としては分かりませんが。

議 長（上村会長）

ただいまのご意見ですけれども、いずれにせよその進捗については今説明したようなことの中での流れで進むということであるということでございます。よろしいですか。

中澤正規委員

はい。

議 長（上村会長）

ほかにどうでしょうか。

関 武雄委員

この案件につきまして私は地区担当ですけれども、前回の総会るとき皆さまお話しされた経過がございますけれども、ちょっと私用で中断した経過がございますので、この地区委員の意見ということ述べられなかったんですけれども。この法人の作業棟の建築につきましては、地元の区長さんもしくは農家組合長がご理解を賜っているということで私のところにお話がございますので、うちのほうの社会福祉法人ですので、ぜひとも社会のために貢献してもらいたいということでお話すべきところだったんですけれども、そういう手続き上のことであれば、もし不備を皆さんが感じるのであれば、また差し戻しもあるかともございますけれども、特段のご配慮を賜ればありがたいというところでございます。

議 長（上村会長）

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですが、いずれにせよこういった形の中での農政室からのお詫びとまた再度の審議というようなことでございます。その辺の状況をご理解いただきながら採決に入ろうと思います。

そのほか意見等はございませんか。

小島結治委員

おっしゃる趣旨は、特に社会福祉法人という個人でないので、ここが一つの地域の要望というような委員さんの発言もありましたが、農振地域の除外についてこういうことがあまり気楽に通るといふ話になると、農振地域って一体なんぞやということにもかかるような若干の懸念がございます。この辺のことはひとついろいろな経過の中で後からの追認、あるいはGISがどうのこうのと言っただけでも、農振法というものが簡単にすり抜けられるようなことがあるとすれば、法の趣旨ができないということの若干の懸念するんですが。あくまでもこれこのケースにおいてという前提での案件と理解してもよろしいでしょうかね、会長さん。

議 長（上村会長）

いわゆる特殊事業というようなことの中での地域からも認知されているというようなことでございますので、そういった観点で一つ捉えていくというふうではないでしょうか。

そのほかどうでしょうか。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」については、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、決定することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

それでは、日程第4議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書16ページをお願いします。

日程第4議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	45件
	筆数	214筆
	面積	150,355㎡

なお詳細につきましては、事前配布のとおりです。

続きまして、所有権移転ですが、議案書30ページをお願いいたします。今月は売買1件です。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか4筆
			合計4,758㎡
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	売却価格		全体で*****円

利用権設定並びに所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第6号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので採決に入ります。議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。
異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（穴沢主任）

- ・ 農地所有適格法人が事業報告書の提出を断った場合のペナルティーの内容について
- ・ 平成 27 年度の新規参入の 2 経営体について
- ・ 農地所有適格化法人一覧表の配布について
- ・ 農業委員報酬明細の配布について
- ・ 互助会費の徴収について

議長（上村会長）

以上をもちまして、本日提案の報告・議案事項については全て慎重審議をいたしました。ありがとうございました。

（時刻は 15 時 04 分）

上記会議の内容は、平成29年度第1回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
